

郡山市浄化槽維持管理費補助金交付要綱

平成12年4月1日施行
平成13年4月1日一部改正
平成16年4月1日一部改正
平成17年4月1日一部改正
平成21年4月1日一部改正
平成23年4月1日一部改正
平成27年4月1日一部改正
平成28年4月1日一部改正
平成29年4月1日一部改正
令和3年4月1日一部改正
〔上下水道局営業課〕

（目的）

第1条 この要綱は、浄化槽を使用し、管理している者に対し、予算の範囲内において浄化槽の維持管理に要した費用の一部を補助することにより、浄化槽の適正な維持管理と設置を促進し公共用水域の水質保全を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とし、その交付について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽であって、法第4条第2項の規定による構造基準に適合し、かつ、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90パーセント以上及び放流水のBOD20ミリグラム毎リットル（日間平均値）以下の機能を有するものをいう。
- (2) 維持管理 法第10条第1項に規定する保守点検と清掃及び法第11条の規定による水質に関する検査（以下「11条検査」という。）をいう。

（補助対象区域）

第3条 補助の対象となる区域は次に規定する区域を除く郡山市全域とする。

- (1) 下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により下水を処理すべき区域となつて6月を経過した区域。
- (2) 郡山市農業集落排水施設条例（平成4年郡山市条例第23号）第4条の規定により汚水を処理すべき区域となつて6月を経過した区域。ただし、市長が認めた場合はこの限りでない。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、補助対象区域内において専用住宅に設置されている10人槽以下の浄化槽を使用し、保守点検を郡山市浄化槽保守点検業の登録に関する条例（平成8年郡山市条例第49号）第2条の規定により郡山市長の登録を受けた者及び浄化槽の清掃を郡山市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例（平成7年郡山市条例第14号）第38条の規定により市長の許可を受けたものにそれぞれ委託している個人とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものに対しては補助金を交付しない。

- (1) 法第5条第1項の規定による設置の届出審査及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認を受けずに設置した浄化槽を使用している者
- (2) 法第7条の規定による水質に関する検査（以下「7条検査」という。）を受けていない者（補助金額）

第5条 補助金の額は、浄化槽の維持管理に要した費用として別表左欄に掲げる人槽区分につき、それぞれ同表右欄に定める額とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、4月1日から3月31日までに、浄化槽の維持管理を実施し、清掃日又は11条検査受検日のいずれか遅い方の3ヶ月後まで（以下「申請期限」という。）に浄化槽維持管理費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が不要と認めた場合はこの限りではない。

- (1) 浄化槽の保守点検に関する契約書の写し（初回のみ）
- (2) 7条検査を受検したことを証明する書類の写し（初回のみ）
- (3) 維持管理に要した費用を支払ったことが確認できる書類の写し。ただし、申請期限までの提出が困難な場合は、直近の写し及び申請期限までに維持管理を実施したことが確認できる書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類（交付の決定）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定のより補助金の交付又は不交付の決定をしたときは、交付の決定については、補助金交付決定通知書（第2号様式）により、不交付の決定については、補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、それぞれ通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、実績に基づき精算額で交付決定をした場合は、報告は要しないものとする。

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、規則第15条第1項に規定する補助金等交付額確定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

（補助金の交付）

第10条 市長は、審査の結果、補助金交付決定の内容に適合すると認めるときは、補助金を交付するものとする。

（補助対象期間及び補助回数）

第11条 補助対象期間は、1浄化槽につき10年度間とし、申請者が初回交付申請を行なう際に満たした補助要件の属する年度から起算する。ただし、法第11条の2第1項の規定による休止の届出がされた場合は、その年度又は翌年度の補助対象期間から一時除外し、同条第2項の規定による再開の届出がされた場合は、その年度又は翌年度から再開するものとする。

2 補助回数は、1年度につき1回とし、最大10回までとする。

3 前項の規定に関わらず、補助要件を満たした翌年度において補助金の交付を受けた者が、1月1日までに当該年度の補助要件を満たした場合は、その者に対し、当該年度において再度、補助金を交付することができる。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助対象者が不正の手段により補助金を受けたときは、第7条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合であつて、当該取り消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(保守点検者の資格)

第14条 保守点検をする者は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

(1) 昭和63年度以降に法第45条第1項第1号又は同項第2号に該当することになった浄化槽管理士

(2) 平成元年10月30日厚生省告示第191号により指定された「小型合併処理浄化槽維持管理技術特別講習会」を終了した者

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行し、平成13年度以後の年度分について適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に作成されている改正前の郡山市浄化槽維持管理費補助金交付要綱第1号様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

3 従前の制度で初回申請日が、平成18年度以降のものについては、初回申請年度から10年度間を補助期間とする。

4 この改正後の要綱は、平成23年4月1日以降の清掃に係る補助金の交付から適用し、平成23年3月31日以前の清掃に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

人 槽	補助額（円）
5～7人槽	15,000円
8～10人槽	20,000円

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

郡山市長

申請人 住 所

氏 名

電話番号 （ — — ）

浄化槽維持管理費補助金交付申請書

浄化槽維持管理費に対する補助金交付を受けたいので、郡山市浄化槽維持管理費補助金交付要綱に基づき申請いたします。

設 置 場 所	郡山市
人 槽	人槽
交 付 申 請 額	円
添 付 書 類	☐ 浄化槽の保守点検に関する契約書の写し（初回のみ） ☐ 7条検査を受検したことを証明する書類の写し（初回のみ） ☐ 11条検査に要した費用を支払ったことが確認できる領収書等の写し ☐ 保守点検に要した費用を支払ったことが確認できる領収書等の写し ☐ 清掃に要した費用を支払ったことが確認できる領収書等の写し ☐ その他（ ）

なお、上記補助金交付の際は、下記の口座に振り込んでください。

(フリガナ)			
口 座 名 義 人			
金 融 機 関 名	銀行・金庫 組合・農協	本店・支店 出張所	
預 金 の 種 類	1. 普通（総合） 2. 当座	口座番号	

※初回補助申請年月日： 年 月 日	※事務処理欄
※11条検査受検日： 年 月 日	
※今回清掃年月日： 年 月 日	
※今回申請： 回目	

備考 ※印の欄は記入しないでください

第 2 号様式（第 7 条関係）

（文書の記号）第 号

申請者住所

氏名 様

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで提出された補助金の交付の申請に対し、次のとおり補助金を交付することと決定したので、郡山市浄化槽維持管理費補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により通知します。

年 月 日

郡山市長 印

補助金交付額	円
摘 要	

第 3 号様式（第 7 条関係）

（文書の記号）第 号

申請者住所

氏名 様

補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで提出された補助金の交付の申請に対し、次のとおり補助金を交付しないことに決定したので、郡山市浄化槽維持管理費補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により通知します。

年 月 日

郡山市長 印

補 助 金 交 付 不 決 定 の 理 由	
----------------------------------	--